

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察

和田, 正広
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24501>

出版情報：九州大学東洋史論集. 2, pp.33-50, 1974-03-28. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察

― 管志道「従先維俗議」を中心として ―

和田 正 広

はじめに

- 一、明末の官評開報組織
- 二、官評開報組織の変質
 1. 挙劾の形骸化
 2. 官評の形骸化
- 三、官評に対する郷紳の関与
 1. 官評の出処（窩訪）と胥吏
 2. 胥吏と明末の郷紳
 3. 官評に対する郷紳の関与

はじめに

現在、明末清初の所謂郷紳支配の成立に関する研究成果は、重田徳氏の見解⁽¹⁾に概括的である。最も新しい最近の研究として、川勝守氏は浙江嘉興府の畝田紛争の分析において、郷紳層が激烈化した直接生産者佃戸の階級闘争の危機に対して、一県全体の世論を形成することを通じて国家権力に譲歩しつ

つ、且つそれと一体化することで切り抜けようとする郷紳支配成立過程の側面を想定されている⁽²⁾。以上両氏の問題提起を受けて本稿が問題とするのは、郷紳支配形成期における郷紳の国家権力に対する関係の中、特に以下の如き政治過程― 上部構造の現象的变化の中から、郷紳支配成立過程の一素因を確認しようと試みる点にある。さて、明王朝はその後半期では、嘉靖時の北虜南倭、万暦時の三大征という軍事行動、及びそれらと密接な関係をもつ歳出増加と歳入減少、及び礦税以下の徴税強化並びに員欠による吏治の頹廢等々という体制的危機に直面していた。従って、上は巡撫・巡按御史（以下撫・按と略記）から布政使・按察使と分守道・分巡道（以下司・道と略記）並びに知府・推官に至るまでの官僚の官評⁽³⁾をめぐる諸問題こそが、かかる政治状況下における郷紳支配成立の一政治的要因として想定される。以下、江南地方を焦点に「身親しく歴する所、及び見聞の拠有る者に従つてこれを述⁽⁴⁾」べたと称する政治情況の把握に関する蘇州府下の

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察（和田）

一郷紳であつた管志道（一五三六一一六〇八）の見解の紹介と分析を中心として論じたい。管は万曆中葉において次のような見解を述べている（4）。

吾又考正嘉以前、居郷之庶官類自戢。有司亦以道義成之。其時唯以理致仕、及予告在籍者与現任官不廢耐応。此外逐客罷僚、即以直声震天下。而偶削仕籍、不受干旌之訪於撫按、弗出也、即以隱德重郷閭。……後縁京朝有不公之考察、郷評不以為扱、而有司之旌別難施。又縁郷党有不根之毀譽、物望無以為憑、而冠裳之廉隅漸掃矣。……愚謂為政者、固以不得罪於巨室為道。居郷者亦以不得罪於名教為道也。今天下將無名教外之士夫乎哉。亦在節之以礼而已。州県長官之体、上賓告老之卿大夫、下賓未達之貢舉士。資未深、望未起、欲執古道以裁縉紳、勢誠有所難格。郡長之体尊、可以礼裁科目中之庶僚。院道之体又尊、可以礼裁科甲中之後進矣。燕会可省則省之、請謁可杜則杜之。郷紳有從特旨罷帰者、雖其氣節可欽、而以野服濶公門、殊不雅。即上司不無嚮慕之懷。而苟非年誼、非旧交則皆可以無調。……大概院道之憲体尚肅。然不可以肅而廢憲老乞言之古道。府県之牧体尚親。然不可以親而長徇情滅礼之熾風。俱不嫌於延礼訪求之中、寓微頭闡幽之意。唯末俗多奸民、或有侮及郷紳之歛戢者、則又以懲一警百為道也。隆万以來、此風之褻濫已甚矣。

郷紳の國家權力に対する応接關係は、正徳・嘉靖以前では、「自戢」つまり礼法にほぼ合致していたが、隆慶・万曆以來、民衆から「歛戢」として侮蔑の目で見られるほど礼法に著しく反くようになった。本来「為政者」たる地方官僚は「巨室」一郷紳に罪を得ることがあつてはならず、「居郷者」たる郷紳は「教化」一儒教の名分・教化の道に反いてはならない。即ち、知州・知県は資格・衆望が浅く・薄いので、仕官してない監生や舉人にまで賓礼をとらざるを得ない。尊官たる知府は舉人出身の庶僚を、撫・按・司・道は進士出身の後輩を各々礼法上制裁できる原則である。問題は、普通の休・退職、又は削籍の郷紳が、恐らく嘉靖後年以降では、黜陟を伴う政府の考察を公平でないと判断した場合、郷評の名の下にその結果に反発するほどになった。そのため、郷紳で中途退職した者の気概は買うとしても、野服で官府を濶けがず者がいる。それ故、「上司」たる撫・按・司・道は郷紳に嚮導の助言を聴く意思があつても、年誼か旧交でない限りは全て郷紳に謁見するものはいない。また、地方官に対する考察で削籍された者の中には依然官服で官府に出入りする者さえいる。それ故、「有司」たる知府・知県は郷紳に対する親近の意思があつても、謝賜か訴訟という特別の場合を除けば全て郷紳に謁見する者はいなくなつた。かくして、「院道」たる撫・按・司・道の憲臣として郷紳を礼法上に制裁可能な体面は廃れ、「府

「泉」たる知府・知県の牧民として郷紳に親近すべき体面は、「狗情滅礼之熈風」と化してしまった。以上である。では、隆慶・万曆以来郷紳が在外官との礼法上の対応関係において、それを無力化し、且つ中央の黜陟の決定に対してまで異議を唱えて干渉するほどの横暴な態度は何に起因するものであるか。管は、この疑問に答える更に次のような示唆に富む発言をする⁽⁵⁾。

夫撫按会同挙劾、其耳目必有所寄。非不委司府州縣互相覺察。而其実皆起於所親信之一官也。一官既開賢否、余官展軫雷同而流言且達京師矣。至於訪拿凶惡、則憲臣委耳目於推官、推官委耳目於胥隸。各処水陸要衝、多有壳訪窩家。又胥隸之耳目也。朝通賄以買入、暮通風以壳出。大奸漏網、良善被誣、釀禍匪細。

吏治を管理する撫・按が会同して挙劾（薦挙・糾劾）する際、その耳目―官評の情報源は司・道・知府・知州・知県に寄せ、相互に摘発させるのが原則であった。ところが実際は、撫・按は親信の一言の耳目だけを偏聴している。例えば、撫・按が凶悪な官僚を訪拿する場合、耳目は推官に寄せ、推官は衙役皂隸に寄せ、皂隸は壳訪の窩家⁽⁶⁾に寄せて彼等より風聞による情報を賄買するので、結局眞官は漏網して清官が訪拿の対象となった、と言うように挙劾の官評の原則上の報告ルートは変質している点を指摘する。とすれば、変質した官評

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察（和田）

報告ルートの新たなソースの掌握者として登場する壳訪の窩家と胥吏とが当面の主要なテーマである官評及び郷紳と何如に関連するかが問題となる。

よつて、以下（一）明末の官評開報組織、（二）官評開報組織の変質、（三）官評に対する郷紳の関与、に分けて考察を加えたい。

一、明末の官評開報組織

撫・按の職権である挙劾の中、府州縣官に対する奏挙については、弘治六年では撫・按と同時に司・道にも権限が付与されていた⁽⁷⁾が、弘治九年からは全て撫・按だけに奏挙の権は限定された⁽⁸⁾。以後嘉靖十七年では、司・道は巡按の劾奏を受けるようになった⁽⁹⁾。次に、考察は弘治六年の規定では、三年に一度北京政府において吏部・都察院堂上官が会同して勤務評定に当る朝覲考察（大計・大察）に際して、事前に司・道はそれ以下の官を、撫・按は方面官たる司・道を考察しておき、それらの結果を集約して年終に中央の吏部・都察院に報告する建前であった⁽¹⁰⁾。これ以後、中央の吏部・都察院に比肩すべく設置された司・道の権限は、撫・按に侵蝕されて弱化してゆく⁽¹¹⁾。さらに、朝覲の期を除く常時の考察は、弘治八年の奏准によれば撫・按が会同して司・道及び以下の官の賢否を評定する体制である。しかし、巡撫のいない場合は巡按が清軍・巡塩等の公差御史と協同して考察に当り、巡撫と

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察(和田)

御史双方のいない場合は巡按が専行した⁽¹²⁾。なお、撫・按は相互に薦挙することは禁止されていたが、糾劾することは許され⁽¹³⁾て、且つ都察院堂上官の考察に服した。

そこで、撫・按による挙劾・考察の体制が再編成されてくる弘治以降、特に嘉靖・万暦時において、最終的には吏部・都察院に対して考語と俱に報告される挙劾の官評開報組織の原則を確認しておきたい。まず、嘉靖時の官評開報組織については明らかにし得ていない。しかし、万暦十九年、陸光祖(一五二一—一五九七)は考察・挙劾の体制が内包する矛盾を指摘した一節⁽¹⁴⁾で次の如く言う。

夫守令臧否、專責成于司道。所属各官、有貪縱而不從実開報者、聽撫按糾核、以罷軟議斥。……然有司之貪縱日聞、而司道之因循如故。……卒未見撫按有以品權不当、而彈一司道者。……合無申諭諸司道官、務精心諮訪、明註官評、毋徇毀譽、勿任喜怒。而報到考語、撫按察有徇情、輕即詰、重則參究。其所參訪有司、即併列司道考語、則有無欺枉、一覽俱見、応否併究。……撫按官自当詳求博訪。

撫・按は司・道から考察の考語⁽¹⁵⁾並びに考語に対する諮訪の結果が記された官評を受理するとある。司・道も知府・知県のある部分より報告された考語と官評とを受理したものと考えられる。その際、将来撫・按の挙劾及び吏部・都察院で考

察を決定する資料となる官評及び考語の公正が期されるように司・道・撫・按は諮訪に精心すべしとある。この背後には、撫・按が司・道の報告する考語と官評を無批判に受理するため、考語に対する諮訪並びに挙劾が形骸化している矛盾が予想される。次に、万暦二十八年の馮琦(一五五八—一六〇三)の見解⁽¹⁶⁾は次のように述べる。

即、今大察伊邇。采訪官評。撫按參劾全以司道開報為拠。蓋司道与群有司、相習其才品政事、耳目甚真。

即ち、ここでも司・道は挙劾・考察の参考資料となる官評を撫・按に開報している点が確認される。次に、司・道が撫・按に開報する官評は誰から採取したかについては、趙南星「趙忠毅疏」(『文編』卷四五九所収)卷一申明憲職疏に、

安民之道莫如察吏。察吏之道莫如責成撫按。……挙劾不当責按臣是矣。顧按臣所憑者何人開報乎、司・道也。司道之開報何憑乎、二千石与司理也。激揚雖転操于上、耳目実通寄于下。

と明確に示される。即ちこれによれば、撫・按による官評開報組織は、第一段階として知府・推官が、それ以下の州県有司に対する評語を司・道に開報し、第二段階は司・道が第一段階の評語を撫・按に開報し、第三段階は撫・按が第二段階の評語を中央政府の吏部・都察院に開報するという構成であって、官評の開報ルートは、推官・知府↓司・道↓撫・按と

いう図式で示される。

最後に、以下の立論の過程で留意すべき官評開報組織の中核ともいべき原則である官評を採取する対象を確認しておこう。万曆『明会典』卷二一〇都察院二出巡事宜に、

正統四年（一四三九）定。凡…：監察御史按察司官所至之処、…：一、…：凡考察官吏廉貪賢否、必於民間、広詢密訪、務循公議以協衆情。毋得偏聽、及輒憑里老吏胥人等之言、顛倒是非、亦毋得搜求細事、羅織人過、使姦人得志、善人遭屈。

とみえ、巡按監察御史及び按察司官が官吏を考察する際の情報は、必ず民戸の衆情より採訪することが原則とされて、是非を顛倒する恐れのある里老人等の職役や胥吏等から採取することは禁止されている。これは、恐らく撫・按・司・道・知府・推官による官評採取の基準としても該当する原則ではなからうか。このことは、例えば万曆『明会典』卷二一一都察院三撫按通例に、

又（嘉靖二十七年（一五四八））題准。撫按官於各所屬、務在平時加意咨訪、務求其美。如有誘迫生員里老人等、妄稱賢能投遞保狀者、嚴行禁革。

とみえ、官評を採取する諮訪に際して、撫・按が生員や里老人等をあやつり、意図的に特定の官僚が能吏であることを妄称させる行為が厳禁されている点より窺われる。

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察（和田）

二、官評開報組織の変質

1. 挙劾の形骸化

右にみた撫・按による挙劾の原則上の官評開報組織が正常に機能すれば、吏治は当然成果を生むはずである。ところが、現実には吏治の頹廢を促す原因と考えられる賄賂⁽¹⁷⁾と、むしろそれよりも圧倒的に情実⁽¹⁸⁾との横行する異常な土風の実態がみられた。情実・賄賂を盛行させたものは何か。まず、巡撫は人民より収奪した血税を資本として政府の要路の大官に賄賂を貢いで媚びる⁽¹⁹⁾。他方、撫・按に考語の評定を受ける司・道・知府・知県の中、司・道は巡撫の指令を祖法とあがめて巡撫と全く同様な陞進の努力を重ねた。更に、親民の官たる府では同知より以下、県では知県より以下の中には、勤務評定簿の成績評価は不良であるにも拘らず、撫・按官おほかえの胥吏に賄賂を贈つて要職を得る等の千態万状の手段で陞官に執着する者も現われた⁽²⁰⁾。このように、外省上下の官僚間にみられる情実・賄賂の盛風は、彼等が陞進の願望を托する点に起因していることがわかる。

では、司・道以下地方官の陞進に大なる影響力をもつ撫・按の挙劾の矛盾を検討したい。嘉靖後年、唐順之（？—一五六〇）は「唐荆川家藏集」（『文編』卷二六一所収）卷三答李中谿論挙劾書で、

夫撫按之權、挙劾最重。…：然而今世所謂挙劾者、僕窃

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察 (和田)

異焉。……其所挙者、可不問而知其必藩臬方面大官也。其所劾者、可不問而知其必通判、臬丞、小官也。其所挙者、可不問而知其必牽朋聯伍不數十人不止也。其所劾者、可不問而知其必寂乎寥乎纔三兩人也。……而其所挙所劾之多与少、又無乃厚市恩而薄引怨也歟。

と述べる。即ち、今日撫・按によつて薦挙されるのは決まつて司・道・知府等の方面の大官であり、弾劾されるのは同じく通判・臬丞等の小官で、その数もわずかに二、三人に過ぎない。その理由として、撫・按は大官には厚く恩を市ることができ、小官には怨まれても大したことがないためだと言う。注目すべきは、弾劾される府州県の小官と雖も、その数が極めて稀少な点である。隆慶・万曆時においても、右の撫・按による挙劾の実態は更に定着して、挙げられる者は決まつて方面の大官か、若しくは進士出身の州県官であり、劾される者も同様に州県の小官か若しくは舉人出身の方面官であるとの資格主義の指摘もなされている⁽²⁾。この点は、更に万曆十八年(一五九〇)の吏部主事鄒元標(一五五一—一六二四)の指摘にも端的である。

撫臣、……到任不問生民利病。内惟媚津要為事、書郵饋遺、絡繹不絕。外充惟囊橐為計、……藩臬不問其職、舉否……陰為詛詞結之。郡邑不問其人賢否、某係進士、已經數薦、多結納之。有美無刺、有挙無劾。間有劾者、不過

曾經考察通判、科貢出身陞王官數人而已。

つまり、撫・按の下僚に対する挙劾では、いわば薦挙のみであつて弾劾は極く稀にしかない、というように、撫・按は司道・知府・知県に対し、吏治の良否は不問にして密接に結託している關係が知られる。撫・按はまた生民の利病を問わず、ひたすら中央の要官に賄賂を郵送することに明け暮れる一方、自腹を肥やすために收奪に専念したという。この事實は、進士出身に限らず、圧倒的数量を誇る舉人・監生出身層⁽³⁾まで含めた上下の地方官僚が、撫・按をはじめとする内外の要官に贈賄する盛風を助長して吏治を崩壊へと導く方向、即ち挙劾の形骸化として把握される。とすれば、次に挙劾決定の資料たる官評は如何に変質したであろうか。

2. 官評の形骸化

(a) 官評をめぐる撫・按と司・道・知府・知州・知県の矛盾關係。『五雜俎』卷一四事部二の中で、万曆期を通じて謝肇淛は次のように述べる。撫・按・司・道等の「上官」は「蒞任の初め、必ず一番の禁諭有り、これを通行と謂」つたが、餽送関節・私許常例・迎送華靡・左右人役(皂隸等?)の需索を禁ずることがあつても、「然れども皆な自らこれを禁じて自らこれを犯し、朝にこれを犯して夕にこれを更める」という相矛盾した一般的行動形態がみられた、と。それが必然化した一班の理由を、管志道は前掲「管東溟奏疏」卷一で

次のように述べている。

朝廷設撫按、本以糾察百司之職業。今致以職業為第二義而唯事趨承。□按臣巡歷所至、則分巡分守兩道官必隨之。……朝送夕迎、碌碌奔走、乞無寧日。各府推官、不復理本府之刑、專于答庇巡按矣。府州県出廓迎送、遠者至数十里外。当其按臨之日、則百事俱廢。多方逢迎臣為諸生時、親見一県官諂事按臣、至以貂皮飾溺器、以茵褥鋪廁中、按臣受而安之晏如也。既以諂導有司、而復望其舉劾之公哉。

万曆七年のこの時点において、吏治の是非を占う挙劾を職掌すべき撫・按は、地方を巡歴する際に、禁令を犯し政務を放置して唯唯諾諾とおもねる司・道並びに府州県官の意向を甚だ承諾して結託することだけを職業としているので、その本業たる挙劾の公正さは最早や期待できない状態だと言う。更に管は、司・道・府州県官が撫・按に諂事するようになつた時期について、司・道は嘉靖後年頃であり、府州県官は少くともそれ以前であるという。問題は、嘉靖後年以前の時点で何故に府県家が、撫・按に挙劾の資料を提供する直接の上官たる司・道を飛び越えて撫・按に結託する必要があつたかである。この点に関して、趙南星は前掲「趙忠毅疏」巻一申明憲職疏の中で、

且撫按之所舉劾、必憑道府。乃咨訪則雷同以壅之、駁還

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察(和田)

則堅執以住之。若別有所聞、則又以為非体、或多方以誤之、使其耳目窮于無所施。

との実態を指摘する。即ち、司・道・知府から報告された官評・考語の信憑性を確めるために、撫・按が自身の手で踏査するか又はその可否について弁駁しようものなら、司・道・知府・(推官)は一致団結してこれを阻止妨害する手段に訴える。よつて、撫・按は官評・考語の信頼を誰におくべきかの判断に困惑してしまふ、と。

ここに、挙劾の体制において考語及び官評を撫・按に開報すべき司・道、司・道に開報すべき知・府(推官)、知府に考語を評定される州県有司と系統する原則上の開報ルートにおける官評の在り方が問題となる。

(b) 官評をめぐる司・道・知府と知州・知県の矛盾関係。趙南星は、前掲「趙忠毅疏」巻一、申明憲職疏において、次の見解をのべている。

藩臬太守非真豪傑、未免有自輕之意、畏後進之為台省也。為司理者、又与県令比而欲共入台省也。于是、上官以卑訕結縲繆、下僚以賄賂酬知遇。公議尽去、形迹都捐。其所註考、惟恐讚揚之未至、摹写之不工也。誰為貪酷哉。

彼等司・道・知府は将来の科官、即ち在京糾察官僚としての六科給事中と、道官つまり同じく弾劾官僚としての巡按御史となる可能性を秘める十三道監察御史の候補者たる進士新任

官である推官・知県に畏れて卑拙な態度を取らざるを得ない弱点をもつと指摘する。問題は、そのような結果、「公議は尽く去り、形迹は亦た都て捐」てられた極限に達した場合、当然そこには官評・考語の画一硬直化、換言すれば、司・道知府による下僚に対する官評・考語決定の際に背信行為の横行する事態が予想されるので、下僚のある部分は上司を信頼せず、上司のそのまた上の上司に結託していつた点が推測される。この点は、更に鄒元標が前掲「鄒忠憲公奏疏」巻二秤頭之苦でも指摘する。

時当行取、訪单称賀、較若画一而後得取。曾有考滿朝覲、而不通京費乎。既示以多途、雖賢者不得不竭力多途応之。……且布政司法馬輕重不等。……又曾經庫書庫吏糧里科役広置膏腹、新進書生、為其所愚。

即ち、彼等司・道・知府は弱点をもつがゆえに、これら胥吏及び職役層を用いて推官・知県に対する抑圧を強化することで官評権の確立を期す必要があつたものと考えられる。鄒は更に、そのような結果が将来する司・道・知府に対する知州知県の反発という点についてもふれる。つまり、公然の暗黙として、三年に一度勤務評定を受けるために北京参りする際には、政府の権貴に曲媚結納して科・道・部属等の京官に抜擢されようと図る推官・知県等の一般の実態を述べている。注目すべきは、本来曲媚を廉しとしない筈の清官までが、種

々画策して政府要人にとり入る工作に努力する必然性に迫られていくように、以上の風潮が官評の開報をめぐる司・道・（知府）と知州・知県の正常な関係を変質せしめている点にある。

例えば、右の官評開報ルートが変質する時間的経過について、管志道は前掲『從先維俗議』巻三で次のように説明している。

吾未仕、猶及見循良之吏之俎豆吾土者、修実政不求内援。如郡守蔡公国熙県令曹公自守等、……自新鄭得志之日、偏徇行取之門生、邑長中有貧縁入台省者。交風從此日長。然士論猶或鄙之。至江陵之世、則恬不知怪矣。大都以錢穀刑名為応迹、以交結近侍為要務。昔也由近以孚遠。而今也由遠以要近。有所以結於撫按、則道府不能遏也。有所以通於要津、則撫按不能持也。閣部分權之後、復有内奥焉。其報応尤捷於当道之薦章。科道明知之而不敢言。

嘉靖後年頃までは蘇州府を治める府州県官で、直接に中央政府の要官に自己の陞進工作をする者はいなかつた。ところが隆慶時に高拱が首席大学士となるや、該府でも陞官工作に成功して科・道となる者が現われた。更に万曆初年、張居正の専権時になると、有司はその二大職務たる徵稅・裁判に対しては、形だけつくろつて政府の要官に結託することを本職とするような風潮が一般化してきた。万曆中年の現在では、有

司は地方官の分際ながら上司の仲介を拒否するかの如く、直接に中央の京官を射止めようと陞進の近道だけを追求する士風に一変したと言う。問題とすべきは、そのような結果、推官・知県等の有司が一たび撫・按に結託すれば、司・道・知府はそれを阻止できないし、他方彼等が中央の要官で閣臣等をパトロンにもつ科・道等官に結んだ場合は、撫・按はそれに口出できない、という実態の指摘であろう。この点は、前掲「趙忠毅疏」巻一中に引く巡按劉廷宣の発言からも検証される。

其不肖有司、鑽營薦調、不拘何權要書牘、一概呈報部院。……聞道府開報官評、撫按間有相左者。往往別操線索、以致薦墨未乾、彈文已挂。于是、撫按広寄之耳目、恆窮于無所施。然亦頼是、益信舉劾之不越道府。而以道府保任舉劾不為苛也。

これによると、まず州県有司は直接に中央政府の権責の要官に対して、自己の陞進を工作する書面を取り交わしている。次に、司・道・知府・推官が撫・按の挙劾の資料となる官評を開報しても、撫・按の方では相互に意見が食い違い、推薦文と弾劾文が錯綜するという。この事実からは概略次の二点が指摘されよう。第一は、推官・知府↓司・道↓撫・按と系統する原則上の官評開報ルートにおいて、州県有司が撫・按の何れかと密接に結託しているため、たとえ司・道・知府・

推官が公正に官評の報告を行なっても撫・按の方ではこれが正當に評価されないという点。第二は、司・道と知府・推官を飛び越える形で別系統の私的な官評が撫・按に開報されることで、撫・按に官評の評価をめぐる意見の対立を生じたことと推測される点である。以上の予想される結果として、「是れより撫・按は広くこれが耳目を寄せ、恆に施す所無きに窮す」る状態に陥るので、劉は「益ます舉劾の道・府を越えざらんことを信」じて、その官評権が形骸化の危機に直面した司・道・知府・推官の職務を保障するための保任の法なるものを提案するに至つたものと考えられる。右の点は、前掲『五雜俎』巻一四にみえる謝鑿淵の「上の人、其の守・令を疑ふこと胥役を疑ふより甚し。其の奸民を信ずること守・令を信ずるより甚し。」との表現に端的に示されている。即ち、撫按・司・道に最も信頼されたのは奸民・胥役等であつたこと、換言すれば知府・知州・知県は撫・按・司・道との関係の中でも、特に司・道と深い不信関係に在つたことが予想される。且つこのことは、撫・按の挙劾に対する官評の情報源を提供する者に、奸民・胥役を仲介とする第三者が登場する余地の存在する可能性を示唆している。

三、官評に対する郷紳の関与

1. 官評の出处(窩訪)と胥吏

おける咨訪を慎めと題して、「撫・按・監司は多く耳目を属官に寄す。属官は復た下人に仮る。奸弊叢生し黑白倒置す。」と奏上した。肅政を謳われる張居正専権下においてすら、挙劾の官評の情報資料は知府・推官等の末端では下人、即ち恐らくは衙役皂隸等、更には窩訪奸猾の徒より提供されたことが推測される。この点は、前述の如く挙劾の官評の情報源が胥吏及びそれと密接に結合する窩訪の徒より提供されていることを指摘した管志道の見解からも首肯される。さらに、皂隸を含む胥吏自身が富家の業務にも介入していた点は、『明実録』万曆十一年二月辛丑条で、陝西道御史楊四知が、知府知果等の「上官（である司・道）は、悦びて悪介（窩訪の徒？）に超承し、特に耳目もてこれに寄」せたのに対して、吏胥は「不肖の県官に窩訪して陰結し、事を陽るの上官に窩訪」したとの証言からも確認される。

2. 胥吏と明末の郷紳

まず、衙役皂隸の数的増加の現象に注目したい。明では中期の正統年代以来、額外の冗胥冗役の濫造が普遍的状况を呈してきた。正統年間（一四三六一一四四九）、在京衙門では既に六、七十名より二、三百名に至り、成化年間（一四六五—一四八七）では在外各衙門のそれは五、七十名より百余名以上に達した。しかもその実態は、「往往皂快一人にして白役三四人」であつた。万曆時では、「隸卒の名を官に籍する

者一にして、私籍の者十⁽³⁰⁾」と言われた程である。更に明極末では、白役が衙門に充塞したという。例えば明末の一史料は、「一衙耳、輿台皂隸之属、多者千人、少者数百人⁽³¹⁾」と伝える。既に清初ではあるが、順治四年（一六四七）の刑科魏象枢の題本は、「至於有司衙役、多者動以千計、少者不下数百。而每一名輒有数人明庇、名曰副差。若非犯法而當窟藏身、必係棍徒而倚勢索詐⁽³²⁾」というように、一有司当り数百より千に及ぶ衙役があり、且つこの衙役一名につき数名の副差、つまり官に籍が登録してない私籍（白役）のものが混入していた。彼等の出身は、犯法窩訪の徒か若しくは棍徒で勢に倚る、即ち恐らくは勢豪郷紳等をバトロンに持ちつつ索詐する存在（その実態は離農民か⁽³³⁾）ではなかつたかと推測される。ところで、皂隸等が濫増の傾向を辿つた理由については、「官既に其の多役を利とすれば、而ち吏も亦た多役を冀ふ⁽³⁴⁾」というように、官と吏双方の利権の増殖が合致していた点があげられる。右は内外各衙門に盤踞濫増した胥吏層で郷紳との関連が考えられるものである。次には、郷紳層の皂隸等の胥吏や窩訪の姦人等に対する直接的支配関係何如をみたい。

嘉靖後年、何良俊は「近日、士大夫の家居するもの皆を府県に与して（贖）夫・皂（隸）を討む。屢しば禁革を経ると雖も、終に止む能はず。或は府県与へざれば、則ち謗議紛然⁽⁴³⁾

たり(35)。」という。恐らくは松江を中心とする江南一帯において、自隸等の許容携帶数は國家の法規上現任の台・省大臣で十人、元老致仕、朝廷の優賢でさえも歳に二人に過ぎないのに、ましてや一般の郷紳までが横暴にも本来禁止されている筈の府州県有司に対する自隸よこせの要求を起し、万一拒否された場合は謗議紛然に及ぶ頑風が指摘されている。また酒井忠夫氏は、正徳・嘉靖以來明末に至る間の郷紳による胥吏支配について次の見解(36)を示される。即ち、郷紳の官府に對する支配の侵透をみた場合、例えば明末の錢謙益及び瞿式耜が、その家僕を糧吏・庫吏などの胥吏として財利の不正を犯していた(37)ように、郷紳はその家僕を地方官衙の吏胥として入り込ませ(38)、吏胥を自由に操作して地方の財政・經濟を壟斷するに至る場合もあつたこと。また、郷紳の豪奴の胥吏化については、「民風較曩時似有異者。在奸民則衙役之冗豪奴之横、豎煞之悍、幾成鼎立而豎煞之三窟、衙役与豪奴又実主之。」（馬世奇「澹寧居文集」卷九 書 与吳石匏道台）というように、奸民が衙役（胥吏）と豪奴となり、衙役と豪奴が豎煞即ち無賴光棍の打行の悍をなして社会的害悪をなす主役同類であること。さらに、明末の胥吏の出身をみた場合「姦猾者爲之、無賴者爲之、犯罪之人爲之、縉紳豪強之僕爲之、逃叛之奴爲之。」（侯方域「壯海堂文集」遺稿 策 額吏胥）とか、「蓋吏胥之害天下、不可枚舉。……其一今之吏胥、以

徒隸爲之、……其二天下之吏、既爲無賴子所挾而佐式又爲吏之出身。」（黃宗義『明夷待訪錄』胥吏）というように、胥吏の中には縉紳の豪奴の出身者が明らかに含まれていたことが認められること。よつて、結局このような明末郷紳の下部組織にみられる隸屬的奴僕は、吏胥・無賴と相互給源的に一体であつたこと。以上である。次に、郷紳と窩訪の姦人等との直接的な結合關係は、張治具（一五二九—一六〇一）『蒼霞草』卷一八、明通議大夫張公墓志銘(39)に次のように見えている。

命按南畿。……行部所至、懲貪旌廉、不拘毀譽、破窩訪、鋤囤戶。囤戶者、豪家蓄無賴輩、以術禁人兒女、鬻以爲利也。先生道逢訴者、立遣吏窮治其奸。所出數百人。

万曆初年、張が江南を巡按した際の事実として、官府に對するものではないが、民戸に對し其の子女を術を用いて人身売買する窩訪の形態が指摘されている。ここに、囤戶という名の窩訪の無賴層が勢豪の郷紳家に広範に蓄養されている事實は極めて重視されなければならない。このような事実からは前述侯方域の見解に鑑みて、彼等郷紳下の窩訪の無賴人が官府に盤踞する胥吏と一体であり、且つその供給源としての可能性を濃厚に具有する存在である点が改めて予想されてくる。そこで次に、外省における國家權力の代行者たる撫・按、司・道、府・州・県有司にとつて政治的に最大の弱点である

勤務評定の際の情報資料のソースを胥吏・窩訪の徒を操縦して実質的に掌握していたと想定される郷紳が、挙劾体制下の官評に対して何らかの関与をしていた痕跡を検証する必要がある。

3. 官評に対する郷紳の関与

明末万曆期の史料に限定した場合、例えば前掲『五雜俎』卷一四で謝肇淪は、当代を通観して「為令者有八難」と言う。その中で、州県長官が「醇醇悶悶として見に奇無きと為すに、而るに奸駟に蜚語あれば、（府以上の上官は）抛りて以つて実と為」したことを、「小民の天とするところは憲役（衙役・皂隸）に仇とさ」れたこと、「奸を剔り弊を釐め（んとす）るに、駟・儉の口を調じ難ければ、門を杜し、謁（見）を（廢）絶し、巨室（郷紳）の心を厭は」なかつた点を合たる者の苦しみとしてあげている。州県長官が衙役・皂隸等胥吏の奸弊を糾治しようとする志を抱いても、実際には駟儉（牙行⁴⁰）等が郷紳に捏造の告げ口をする恐れがあれば不可能だという際の告げ口の内容には、恐らくは有司の勤務評定に関する干渉を促す何らかの意図が含まれていたに違いない。この点は、明代の代表的官箴書、『実政録』卷一「明職 同知通判推官之職条」で呂坤（一五三六一一六一八）が山西巡撫を歴任した万曆二十年頃の見解からも窺える。即ち、一府の佐僚たる同知・通判が州県有司の錢糧徵收事務を查盤する際に、科贖の

臣たる撫・按兩院に隨從する胥吏の害悪が指摘された一節には次のように述べている。

兩院科贖之官也。且其跟從吏書、……其不肖者、簡傲自尊、以敬慢為賢否、苛刻為事、以搜索為精明。所在官員、甚者以酒席花幣相牢籠、以報門遠接媚悅。而採訪開報官吏、士豪、半由積年皂隸、多出窩訪通家。近雖名為革訪、其実賢否從來、豈能心通耳報乎。

撫・按は自己の胥吏を使つて挙劾の際に依拠する考語を諮詢した結果得られた官評の「開報を、官吏・士豪より採訪するも、半ばは積年の皂隸・快（手）に由り、（又皂隸の情報源は）多く窩訪通家に出づ。」と言う。つまり、これは當時撫・按が官評を正規の開報ルートである官吏に現任官と同時に、士豪劣紳的郷紳層からも入手していた事実を認めただ点で重要な意義がある。しかも、撫・按が司・道・知府・推官等の現任官僚及び郷紳より採取した官評の半数は、衙役・皂隸等の手を経由しており、更に皂隸等は官評の情報源を大部分窩訪を業務とする奸猾な窩主においていたと指摘するとき、撫・按が採取した官評の所謂の半数とは、多分に窩訪の徒・皂隸・郷紳層という経路で開報された可能性が強い。郷紳層が挙劾の官評に関与する実態については、鄒元標も前掲「鄒忠憲公奏疏」卷二秤頭の苦条で同様な指摘をする。即ち、當時の陞官を目標とした情実と賄賂の嵐が吹き荒れる政治状況

下で、外省の吏治を総責すべき撫・按よりも、むしろ政府において撫・按より開報された考語・官評を資料として、司・道以下在外官に対する最終的な黜陟が決定される勤務評定(大計)の際に、吏部・都察院と同席して、それらの失当を糾劾する権を付与された科・道一特に吏科給事中と河南道御史とに情実・賄賂の手段で取り入る在外有司の実態を上疏した一節で次のように言う。

昔操吏治之權在兩院。今操吏治之權半兩院、半在内外。
……昔評賢否在小民。今評賢否在士夫、在過客。士夫過客不皆賢者、往往以情識為毀譽。以故有司竭意傾承、折席下程、分若固有。止博一楮而已。果尽入囊橐乎。……今欲息小民秤頭之苦、……兩院評賢否、不必以過客士夫為的拠。

昔は、小民が有司の賢否を評定する原則上の規定があつた。万曆時の今は、小民に替つて士夫たる郷紳や、過客つまり公差内外官員たる科・道等官に官評権は実質的に掌握されている。その結果、有司は彼等に「分固より有る若き」卑屈な態度で贈賄の必要に迫られる対応關係に立たされている、と証言している。

郷紳に対して卑屈な態度をとるのは有司だけでなく、司道以下地方官の吏治に総責を負う撫・按においてむしろ甚しかった点が推測される。例えば、管志道は前掲『從先維俗議』

卷三で次のように述べている。

吾幼、即疑按院出巡郡県、事畢、以醜儀及縉紳、情則厚矣。似非憲体。已乃究其所自起、特為存恤林下之蒼英、非為結納当途之貴客也。今至以京外官階之尊卑為厚薄、以現任致政之榮枯為隆殺、失其初重老尊賢之本意矣。

巡按御史が府州県を巡歴する仕事(考察)がすんだ暁には、京官か地方官か或は官品が高いか低いかの基準で現任の要官に對して、又郷紳に對しては現任時の榮達の度合いを基準として賄賂・情実の手段で深く結託している、と。しかも、管は巡按御史の郷紳に對するこのような態度をつとに幼年時代の嘉靖中年頃に目撃したと告白する。更に、管は同条の別の箇所、在外上下の官僚間の礼法上の統屬關係と考えられる体統の面より、撫・按が郷紳に屈服した態度を次のように批判している。

吾、又有所聞於故侍御年伯馮公恩、而知郷紳之調撫。按。……邇年、……漸致撫台之体亦移。蓋以昔日之賓内外兩台使、賓及評博中行。而按道、則以昔日之賓評博中行者、賓及三府以下之郷科、未授京職之甲科矣。長者概曰、此非郷紳之過、当道曲徇人情之過也。

郷紳が撫・按に謁見するのを見た場合、万曆中年の今日、巡撫は本来賓礼すべき対象でない評博中行等の諸郎官の歴任者に對してまで、巡按御史(と按察司官)も同様に挙人出身の

二府以下及び進士出身の京職に任官していない各歴任者に対してまで体面を下して賓礼している。識者は、この事態を、「郷紳の過にあらざ、当道（が郷紳の）人情に曲徇するの過」であるとの批評をしている、と。つまり、管が士風の変体とみなす現象上のこの事実は、恐らく挙劾の官評権に対する郷紳層による何らかの干渉という或る必然性より発生したものと推測される。

以上の点を更に裏づける明末清初の事例を確認しておこう。まず、崇禎元年（一六二八）、河南巡按御史の歴任者たる丘兆麟（一五七二—一六二九）が盜賊の横行と饑荒という難題山積する河南巡撫に任命された際のこととして、丘の墓誌銘を書いた同郷の陳際泰（一五六七—一六四一）が、「何を以つて、保甲を行ふに郷紳に触れ、遂に察典に掛らんや(41)。」と反問しているように、丘は保甲を蔽にすることを主張して郷紳との間に利害の対立を生じたために、恐らくは郷紳層による中央政府への圧力の前に、結局天子も閣臣の主張に折れて、不本意ながら丘に致仕を命令せざるを得なかつたという事実がある。次に、清初、順治八年（一六五一）の江西瑞州府新昌県の舉人黃六鴻が、長年の行政体験を踏まえて康熙三十三年に刊行した官箴書、『福惠全書』卷二〇刑名部、欵犯条は、当時江南地方の勢豪の郷紳と地方の官衙を巢窟とする衙役皂隸、奸猾窩訪の徒、及び無頼人との密接不可分な結合

關係を次のように鋭く指摘している。

夫上台到任、例拿訪犯以除民害。而吳浙之間、有等積年巨蠹盤踞衙門、專通上下線索、勾連地方勢豪、偵探官府短長、胥役所行過蹟、憑其喜怒牽陷善良、取捕風捉影之事、作裝頭換面之謀、名曰造訪。其省郡之地、又有紳奸大猾、糾聚無頼、勾連各州、造訪之徒、主于其家、操謀設計、嚇詐横行、名曰窩訪。其間、大蠹聞風、資緣賄縱、刪抹姓名、名曰売訪。……

この中、最も注目すべきは、これら長年に恆つて地方の官府に盤踞する衙役皂隸等が、勢豪郷紳の恐らく支配組織下の構成員となつて、感情にまかせて事実無根を捏造し、あらゆる悪辣な策謀をめぐらす等の手段で、ひそかに官僚に対する賢否という名の成績評価を下しておき、それを考察の際の考語や、考語に対する諮訪の結果として、挙劾・考察の資料とされる官評の有力な情報源として上官に提供するための「偵探官府短長」という準備行為をしていたと推測される点である。無頼人を内実としてもつこれら奸猾窩訪の徒が、それら郷紳支配下の衙役皂隸と勾連していたとの事実は、窩訪の徒と郷紳が官評をめぐる何らかの密接な結合關係にあつた点により濃厚に推測させる。

予想されるこのような郷紳層の官評に対する関与は、^(補1)明末吏治体制下の撫・按による挙劾の矛盾に起因するものと考え

明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察(和田)

られる。それはまた、郷紳が所謂の官府―国家権力を把持する政治的な一過程^(補2)としても理解されよう。(一九七四・三)

註

- (1) 「郷紳支配の成立と構造」(岩波講座『世界歴史』12一九七一)
- (2) 「浙江嘉興府の嵌田問題―明末、郷紳支配の成立に關する一考察」(『史学雑誌』82―4 一九七二) 郷紳の優免特権の再評価に關しては、小山正明「明代の十段法について」二・完(『千葉大学文化科学紀要』十、一九六八)。浜島敦俊「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」(『東洋文化研究所紀要』五二冊、一九七〇)。参照。
- (3) 官評とは、考察(勤務評定)の評定基準たる考語の信憑性を期すための撫・按・司・道・知府・推官による事実踏査とも言うべき諮訪の結果得られた論評、又はその書面に記されたもの。『明熹宗室訓』卷三慎官評、参照。
- (4) 『従先維俗議』(万曆三十年の自序あり。「太崑先哲遺書」之一所輯)卷三、総核中外変体以遡先進礼法議。
- (5) 『皇明經世文論』(以下『文編』と略記)卷三九九管東溟奏議」卷一、直陳緊切重大機務疏。
- (6) 「壳訪」は四七頁の史料参照。「壳訪窩家」とは、後述の窩訪を業務とする家のこと。窩家は『辞海』に「俗称葭匪盜賊及贓物者曰窩家、亦称窩主。」と言う。万曆

『明会典』卷一六八、刑部十、盜賊窩主、参照。

- (7) 万曆『明会典』卷一三、吏部一二、挙劾「弘治六年奏准。各処撫按並布按二司、遇府州県官才行俱優者、無分歲貢吏員出身一体保舉。五品以上官員、果有才德出衆者、開報吏部、奏請定奪。」『明実録』弘治六年正月庚午、癸巳、各条参照。
- (8) 万曆『明会典』(弘治)九年奏准。在外布按二司府州県等官及教官有政蹟者、並許撫按奏舉。『明実録』弘治九年正月丙戌、丁酉、各条参照。
- (9) 万曆『明会典』卷二一一、都察院三、回道考察「嘉靖十七年、詔巡按御史及兩司守巡官。在外擅作威福、故違節年詔旨訪察害人者、二司官職巡按御史劾奏、御史職都察院考察。』『明実録』嘉靖十七年十一月辛卯、参照。
- (10) 万曆『明会典』卷一三、吏部一二、朝覲考察、「弘治六年、令朝覲之年、先期行文、布按二司考合屬、巡撫巡按考方面、年終具奏。行各該衙門立案、待來朝之日、詳審考察。」『明実録』弘治六年正月己丑、参照。
- (11) 前掲『従先維俗議』卷三「国制、外僚考察、……故三年之大計、……自洪武以至弘治初年、未之有改也。後縁奏准、按臣会巡撫、兼察藩臬諸僚賢否、揭報部院堂上。於是、二司之權日損。……若布按二司堂上官、雖受撫按挙劾、……。」前掲「管東溟奏疏」卷一「守令賢否、責

在監司。今之巡撫巡按、監司之領袖也。」各參照。

(12) 万曆『明會典』卷一三、吏部一二、朝覲考察。『明実録』弘治八年四月壬戌。各參照。

(13) 万曆『明會典』卷二〇九、都察院一、糾劾官邪、「(正徳)十四年、令撫按官不許互相薦舉。如有不公不法、仍照憲綱互相糾劾。」

(14) 『文編』卷三七四「陸莊簡公集」卷一、覆湖広巡撫李楨肅吏治以奠民生疏、一重責成、計開。なお同条に「一実考語。考語者、所以狀其人臧否淑慝才不才、貴于実録。……果以報府、府官即行駁回。府以報司道、司道即行駁回。司道以報撫按、撫按即行駁回、各令改正另註。撫按若不行駁回、致薦剋并賢否冊内有仍前浮冗、聽臣等及科道官參究。」とあり、挙劾並びに考語冊の名称が見える。

(15) 官僚の行政能力に対する勤務評定簿に記入される廉貪賢否等の規準から成る評語。

(16) 『北海集』卷三五、奏疏、銓部稿、為司道欠官尚多、推除章奏久格、懇乞聖明留意点用以裨吏治疏。

(17) 前掲「趙忠毅疏」卷一「臣嘗謂、吏治所以日壞者、総由情面太重、錢神太靈。」

(18) 『文編』卷四四六「鄒忠憲公奏疏」卷二、敷陳吏治民瘼懇乞及時修舉疏、慎撫臣「賄者十不一二。情者十而八

矣。」

(19) 前掲「鄒忠憲公奏疏」卷一、直抒膚見以光聖徳以奠民生疏、肅憲紀「依邇天憲迺台臣弊則可為長歎息焉。……剝生靈脂膏以媚要津。竭公家庫藏以充私囊。折餼千万、視為簞豆。郵使絡繹、迹遍列省。」

(20) 前掲「鄒忠憲公奏疏」卷二「定等則。夫辦官材品、内更非難、外吏難。外大吏非難、外小吏難。小吏郡自同知下、邑自知果下、……大都以撫按考語為準。其陞遷亦以閱撫按考語為準。顧其弊非一途矣。有考語実謬而以資得美秩者。有預叩其利而以賄吏書洗補移之他人者。千態万状。……審辺臣。……外惟奉巡撫願指、……内惟媚津要奥援、……如奉祖法。」

(21) 『文編』卷三六五、葉春及「葉網齊集」卷一、審舉劾「臣嘗聞邸報矣。其舉者必方面大官也。不然必進士州県也。不然必其突梯韋脂善為媚者也。不若是千百中之一耳。其劾者必州県小官也。不然必舉人方面也。不然其倔強倔亢、不善為媚者也。不若是千百中之一耳。」なお、『西園聞見録』卷九三、巡按、王錫爵曰。同書卷三一、考察挙劾之積弊、拘資格之積弊。『万曆邸鈔』万曆一二年正月辛丑。『文編』卷三一〇、陳以勤「陳文端公奏疏」卷一、陳謹始之道以隆聖業疏。各參照。

(22) 前掲「鄒忠憲公奏疏」卷二。

明末の吏治体制における挙劾の官評に關する一考察(和巴)

(23) 前掲「葉網齊集」卷一、審挙劾「举人三倍於進士矣。歲貢三倍於举人矣。」

(24) 万曆「明会典」卷二一〇、都察院二、出巡事宜、「凡監察御史按察司官巡歷去処、各衙門官吏不許出郭迎送。……一初到按臨之処、其都司布政司按察司及衛所府州官相見之後、各回衙門辦事。每日不許俟候作揖。」

(25) 前掲「從先維俗議」卷三「吾長、復疑兩台舉薦諸司、事後、例以兼金伸謝既報則隆矣。近於不義已。復諗其所從來、特出於府県家之偶行、非藩臬大夫之通例也。」

(26) 「四友齋叢說」摘抄「三、史三(『紀錄彙編』卷一七七、所収)。

(27) 繼全吉「明代胥吏」一七一—一八頁(一九六九、台北)

(28) 「夷政録」卷六、風憲約、告寓訪狀式「某府州県某人為寓訪事、被某人專一纂捏無影事蹟、交結訪事人役、某年月日挾騙某人銀物若干、指憑某人証上告。」『古今圖書集成』方輿彙編職方典第七百四十八卷淮安府部彙考八淮安府風俗考、睢寧縣「府志。農業耕桑。士崇學問、厭末作、尚廉恥。朴而不野、直而不肆。但、俗尚鬼巫、齊食燒香為美譚。寓訪為得計、往往籍為局騙報讎之媒。而輕生樂鬪、四礼從簡。」

(29) 前掲「明代胥吏」三〇—三一頁。

(30) 『西園聞見録』卷九六、政府、沈孚聞。

(31) 『譚聞統筆』四：一五(註27 三八頁所引)

(32) 『明清史料丙編』八：七六〇(註27 三八頁所引)

(33) 小野和子「東林派とその政治思想」二六三頁(『東方

學報』京都28 一九五八)

(34) 前掲「明代胥吏」三一頁。
「四友齋叢說」摘抄「六、正俗(『紀錄彙編』卷一七八)。

(35) 『中国善書の研究』一〇八—一一頁。
小山山正明「明末清初の大土地所有」(二)(『史学雜誌』67—1) 六九頁。

(36) 前掲川勝論文、二八頁。

(37) 栗林宣夫「里甲制の研究」二二二頁参照。

(38) 藤井宏「新安商人の研究」(三) 八四—八六頁(『東洋學報』36—3)。

(39) 『皇明文海』(細川護立氏蔵マイクログ本) 卷九三、直指、故少司馬大中丞毛伯丘公墓誌名、陳際泰。

(補1) 『万曆邸鈔』万曆十年十二月、「是年(万曆十年)四月内、科臣牛惟炳条陳。……一議、禁革寓訪以祛宿弊。臣素聞、民間有等衙門積棍及市井無賴之徒、專一結交訪察、彼此号称通家。居則寓訪、出則行訪。……裝誣過惡、編捏歌謠、以挾制官府、陷害小民。……節經台省諸臣建議、禁革不啻再三。即各処撫按亦……雖欲不用此輩、其道無絲也。……臣愚窃謂、果有勢要土豪、有司所不能制者。」なお、『明夷録』万曆十年五月乙丑、各条参照。

(補2) だが、清初雍正年間には、郷紳が官府を把持する運動は、蘇州府界では解消している。顧公燮『消夏閑記摘抄』巻上、明季紳衿之横、及び迎風板「国初撫按下車時、先訪拿數十人責四十、……以衿風力。遂有神奸巨棍、從中暗通綫索、寓訪造訪、……至雍正年間、以無款跡贓証不得訪拿、此風不行矣。」参照。